

有宗七十五法記と宗禎禎山

石川良昱

唯識三年俱舍八年。佛教初學の者とつて俱舍論の修得は誠に容易ならぬものがあつた。而もその大意は、界品七十五法の理解によつて略々足れりとせられ、古來その入門書として「七十五法名目」一卷又はこの「有宗七十五法記」三卷が、最も廣く行はれて來たようである。⁽¹⁾

即ち有宗七十五法記（以下單に「記」と呼ぶ）は、享保年間⁽²⁾に「尾野山僧宗禎々山」によつて書かれたのであるが、七十五法名目（以下單に「名目」と呼ぶ）の寛文五年（一六六五）開版におくれること六十六年、「名目」が
雖便^三初習^二而恨不^一善^三詳略^二亦見爲^一之作^三鈔者^二未^一讀論疏本文^三故^二義或不^一免^三麁矣^二動也紛雜易^一惑

のことは「増補冠導本」の南條文雄博士の序文にうかゞふこともできるが、その末註について考えてみても「名目」には大凡そ十六部三十二卷あまりが數えられるのに對して「記」には、明治に入つてから小川憲榮の「講義」三卷（一七年刊）、麻生道戒述の「講義」三卷（三年刊）、哲學館編の「講義」及び「名目」「記」の二書によつてできてゐる和田教山述の「撮要鈔」（三十一年刊）と筆寫本の「玄談」・「略圖」・「圖」・「聽記」各一卷が知られる外は、享保十七年刊の冠註本三卷及びその新刻本と龍末法幢編による増補冠導本（明治二六年刊）に依るほかはないのである。即ち明治以後、各宗學林の發達と共に佛教各派の間に於いて廣く講本として用ひられるようになつたものゝ如く、例へば真宗に於いては、「大谷派では名目を用ひ、本願寺派では多く五法記を用ひるといふ様に、近來多少一種の流派をなして來た」といふような事情が語ら

いられるようになつたのは相當後になつてからのように、そ

二

その二日の丁、右貞に

當山第一座禎山禪禪師

享保十六年辛亥歲九月
天祥寺千歲丈和尚嗣壽三十八

さてこの著者宗禎禎山についてであるが、禎山とは、その序に自署するところの「尾野山僧」、及び増補冠導本の頭註によつて、「言尾野山者山名也、在北勢桑名城西」と見え、或ひは卷末に負笈小生等の「尾野山主所撰」といふほかは、諸註諸講いづれも「此の人の實績を詳かにせず」と云ひ、たゞ麻生師の「講義」に於いてのみ「余曾つて之を人に聞く」として尾野山トハ北勢桑名ノ城下ノ西ニアリ、當時桑名ノ城主松平下總侯ノ菩提寺ナル禪臨濟宗妙心寺派天祥寺ノ所在地ニシテ、師ハ該寺ノ住持タリシガ、道學兼備ニンテ、時人呼ンデ伊勢文珠ト尊崇セシ程ナリキト。而シ遷化セラレシハ享保十九年六月一日ニシテ、世壽僅ニ三十八歳ナリキト云フ。

と述べて居るが、而もこれについて舟橋水哉師は、「麻生道戒師に依ると臨濟宗の人だといふてあるが、傳記はさつぱり分らぬ」として疑義をさしはさんであるのである。成る程妙心寺派寺院錄にも天祥寺は見えないし、勿論「大日本寺院總覽」にも寺名にその名を見出すことは出來ない。果して如何であうか。

この事について曾て今津洪嶽教授は私に、「妙心寺塔頭大法院の過去帳において偶見した」と洩らされ、行つて之を検するようすゝめられた。大法院過去帳（折本）を檢するに

塔頭盛德院を合祀して居り、從つて當過去帳も、同日分を右貞盛德院、左貞大法院と區別して記載して居るから、禎山禪師は盛德院の世代として記入されて居るわけである。現大法院は大正八年の寺籍調査表によれば、開創由緒を「寛永年中松平忠明、梁南和尚ヲ請シ建立ス」となして居るが、これは明かに盛德院の開創由緒と混同せるものである。即ち大法院は、眞田幸村の兄信之（信州松代藩）の長男信吉の長女、長姫（千種有維の室）の建立、信之の法名大法院殿を以て寺號としたものであり、盛德院は寛永五年松平下總守忠明が母即ち家康の長女龜姫（盛德院殿）のために光國院の梁南（禪棟）を請して建立せるものであつて、而も「信之より二十一代幸貫は桑名藩主と兄弟である」點を考え合せれば、兩院合祀の經緯は自ら明らかになるであらう。更に塔頭天祥院は、正保二年（一四五五）松平下總守忠弘が父忠明（天祥院殿）菩提のために伊勢桑名天祥寺の三世大機（東愚）の嗣子乳峯（義元、龍泉派景堂下、梅心徒弟）を請して創建したものであるが、乳峯の嗣香海を以て絶法したため、同じ徒弟下の千巖が中興し、以下禎山・孝嶽・圭峰と次第したわけである。因みに盛德院には龜

姫の畫像のみが保存されて居たらしく、その遺骨は、夫奥平信昌（久昌院殿）の塔所久昌山増瑞寺（美濃の加納にあり）に納められたが、増瑞寺は後に盛徳院に因んで盛徳寺と改められた。盛徳寺には「加納香林山盛徳寺來由記」が現存し、松平下總守（奥平氏）とこれら關係各寺院との間柄や、住持の交代兼務等の事情が系圖を附して詳細に述べられてゐるが、これは「寶曆四歲次甲戌孟春穀旦、勢陽桑名海東山天祥禪寺比丘圭峰慧湛」によつて記せられたものである。なお天祥院が明治十九年焼失してゐるため更に大法院過去帳によつて検するならば、孝嶽順禪師の下に「天祥寺住禪山座元嗣」と見え、その嗣圭峰湛には「住于天祥寺」、特に東歎珪の下には明らかに「桑名住于天祥寺」と見えるのである。即ち宗禪禪山が桑名の天祥寺に住して居たことは明白になつた。と同時に、更に同過去帳によつて東歎珪（寛政四年寂）・籌堂策と次第し、快仙彭（天保三年寂）の下には「忍天祥」、大桂株（天保六年寂）の下には特に「京住天祥後忍天祥轉住忍ニテ遷化」と見えることより、妙心寺廢寺錄に「海東山天祥寺」の名を見出しができだが、その他の資料を妙心寺に於いて見出すことは出来なかつた。

さて天祥寺の山號が海東山であるとするならば「尾野山」とは一體何であらうか。かくして以後は郷土誌資料によるほかないと考へながら、精査の暇なきまゝ無爲になつてゐた

のであるが、今回「桑名市史」（昭和三四刊）に接するを得て、漸くその全貌を明かにすることが出來た。即ち同史は、その時代に非常に近い寛政十年に完成された僧義道の編による「桑府名勝志」卷六及び享和八年に完成された「久波名名所圖會」上巻に據つて

「天祥寺（廢跡）禪宗臨濟派 東方小野山。山號海東山、京都妙心寺末、桑名城主松平下總守家莘提所、本尊釋迦牟尼如來、文珠普賢を配す。左に開山松隱禪師畫像並に歷代位牌を安置。右に松平下總守歷代位牌を安置。當山は三河國作手にて創建の小庵で、松平下總守忠明、松隱禪師に歸依して住せしめ、後ち忠明公の院號を以て寺號とした。寶永年中、當所に移轉した。當寺住職は千巖和尚、後炎上し、更に再建した。（下略）」

と記し、又「尾野山」（小野山）は、桑名の「西方南北に連且する丘陵」にして、現在眞言宗大福田寺など四ヶ寺が存し、また大福田寺は、文政四年松平下總守（奥平）氏の武藏國忍藩へ國替の際に移轉して廢跡となつた天祥寺跡に移つたもの景川宗隆—景堂玄訥—○—○—梅心宗鐵—松隱宗嶽

——越山宗格—大機東愚—乳峯義元—春海東浙（絶）
——東傳宗璵—○—○—千巖宗丈—禪山宗禪—孝嶽宗順——圭峰慧湛—東歎珪—籌堂慧策—（下略）

であることが知られる。⁽¹⁴⁾また「東方は往昔海濱の地で、美濃尾張の往環路に當⁽¹⁵⁾つて居り、前述せる美濃加納の盛徳寺との兼務住職が可能であつたことも首肯せられるのである。

三

かくして有宗七十五法記の著者宗禎々山が、桑名の城西尾野山に在つた臨濟宗妙心寺派海東山天祥寺の僧であつたこと及びその法系と歴住地とが明らかになつた。

しかしその詳傳となると、大法院過去帳によつて、千巖宗丈に嗣し、享保十六年（一七三二）^{辛亥}九月二日、三十八歳を以て示寂した、即ち元祿七年（一六九四）甲戌の生れであることの外は、慶應三年（一八六七）道契の撰せる「續日本高僧傳」卷九が、かの俱舍論要解十卷などを撰した江戸長泉院の普寂（寶永四一年明元、一七〇七—一七八一）の幼少期、桑名源流寺に於ける頃を敍するに當つて

十九。⁽¹⁶⁾
「享保十年、聞^ニ起信論・五教章・圓覺・因明於^ニ禎山禪師、時年十九。」

と記して居り、更にその弟子蠻山が天明七年（一七八七）に撰せる『長泉州光普寂大和上行狀記』によるならば、

享保十年乙巳、桑名城西天祥寺禎山禪師、講^ニ起信論義記及五教章圓覺略疏因明纂解等、師年十九日列^ニ講座、隨^ニ聞記錄。一無^レ所^レ遺。性相浩瀚、粗々領^ニ津梁^ニ、從^レ是衷懷大勇^ニ學教、因

期^ミ東咨南詢、普叩^{ソト}講肆。云々

とあるのを見出すのみであるが、禎山の講義が相當廣範囲なもので而もその體をうがつたものであつたことを知るとともに、學僧普寂の向學心を強烈に刺戟したことがうかがひ得られて興味深い。享保十年（一七二五）は禎山三十二歳の時で、七十五法記に序した戊申の年より三年前である。普寂は淨土宗の人、當時の佛教界の一面が窺へて面白いのであるが、禎山は果してかゝる學識を何時誰から如何なる事情によつて得たのであらうか。

元和の偃武より約百年、民衆への學問普及も漸く落着きを見せた頃であつたが、反面、或ひは隱元・心越の渡來に衝動と不安を與えられ、或ひは東都增上寺・寛永寺等各宗教學の華やかな展開に後れて、衰頽の淵に沈んでゐた臨濟宗が、妙心四派の門葉特に愚堂・一糸・雲居・盤珪らの區々たる宗綱によつて漸くその命脈を保ちつゝ、漸やく、その過渡期を脱せんとする頃でもあつた。即ち妙心寺にあつては、當時は、延寶傳灯錄・本朝高僧傳の撰者正元師蠻の晩年、極近代的科學的な學問的方法を以て闡ゆる學聖無著道忠の壯年時代にあたり、また實踐門に於いては正受老人を經て白隱慧鶴、及び禪を大成せる時代に當つて居り、特に師蠻は法山盛徳院に於ける禎山の先住職であつて加納盛徳寺の中興に力を致し、寶

永七年（一七一〇）、禎山十七歳の時に八十五歳を以て示寂して居るのであるから、少くとも數年の間は直接その聲咳に接したであらうと考へられるのである。

人々各々一隻手を出して頓に本來の面目を證するのが臨濟

的傳關山一流の佛法であると考へるならば、當時において公

案と學問とが如何なる關係にあつたかは我々にとつて誠に興味のある問題であり、その點についてこの有宗七十五法記の

卷末に附せられた弟子達の既得^三入^レ室親承指誨^二各記^三所聞「十襲秘惜」一人公然曰何懼^二法味^一不^レ令^レ人染^レ指^ト皆從^レ其議^一於是注^ニ本據^レ於行間^一於^ニ餘義^一於行上^ニ繕寫功畢遂謀^レ文林^{上^ニ之}梨襄^云

といふ享保庚戌仲冬日即ち十五年（一七三〇）の上梓の辭が、

私の深い關心を呼ぶものとなるのであるが、之を私の今後の研究課題として、この小稿を終りたいと思ふ。

1 境野黃洋、佛教思想大系第一巻、「佛教研究法」三七七—一八頁（昭和六刊）など

2 享保十三年（一七二八）八月十七日序、同十五年仲冬日後跋、正二年（一月刊）

3 舟橋水哉、「七十五法の研究」、六條學報一三五、九一頁（大正二年一月刊）

4 同書一六一七頁、緒言の第九、撰號解釋に見ゆ。（龍大二六一二・一三）

5 同前論文、九一頁、

6 川上孤山、「妙心寺史」卷下、四二八頁、（大正一〇刊）

7 同、一六七頁、
8 同、四二八頁、
9 同、一七一頁、
10 同、一六七頁、

11 近藤奎・平岡潤編「桑名市史」本篇四七三—四頁

12 同、七三七頁

13 同、四五一页

14 同、四七五頁。なほ補篇六五一頁年表に「寛文二、一六六

二、大福田寺、大福村より東方に移る」とあるは誤りならむ。

15 同本篇、七三七頁。

16 嘉永重撰「正法山宗派圖」、龍泉派、五三丁左、を參照のこと。

17 前掲麻生記に「享保十九年六月二日」とあるは、九月の誤植ならむ。

18 大日本佛教全書一〇四、三〇一頁a。なお桑名市史本篇五四

九頁に見ゆる普寂の項には讀み誤りが多い。（例へば延寶四一

安永十）とあるも日佛全一〇四、三〇b—cに「安永十年冬十月……十日……乃安祥而化、享年七十五」とあり。逆算して

「寶永四年」となすべく、又安永十年は四月二日改元せるにより、ここには天明元年に改めたり。

19 大谷大學圖書館（内宗大二九〇五）、「天明七年丁未冬十二月、靈山第十六世靈山識」の跋、「寛政三年辛亥五月、長泉院藏版」とあり。

附記　此の研究に關して特に便宜を與えて下さつた龍谷大學大谷